

町内会長各位

帯 広 市 町 内 会 連 合 会
会 長 古 澤 慎 二

「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり

全道運動」の申請について(お知らせ)

日頃より、当連合会事業推進にご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、北海道町内会連合会が実施している標記事業への参加について、ご案内いたします。

この事業は、町内会が行う福祉事業に対して助成が受けられるもので、帯広市からも毎年5町内会を限度として申請しております。

今年度も下記2の実践活動の条件全てを満たす町内会が申請することができます。希望する町内会におかれましては、申込書等を事務局まで提出をお願いします。ただし、過去3年以内に申請された町内会は申請することができません。

採用された町内会は、活動後の報告書に開催案内や写真等の添付が必要となりますので、ご承知ください。

なお、実践活動は令和7年4月1日～令和8年3月31日までに行われた事業となります。

記

- | | | |
|--------|---------------------------------------|----------------|
| 1. 送付物 | ・ 申込書(実践活動計画書)
・ 振込口座指定書
・ 実施要綱 | } 事務局に提出してください |
|--------|---------------------------------------|----------------|

2. 実践活動の条件(単年事業)

- ① 対象者が高齢者や障がい者等であること。
- ② 本運動の趣旨を盛り込んでいること。
- ③ 年間を通して行う活動であること。
- ④ 参加できない方への工夫や配慮があること。
- ⑤ 年1回限りの事業ではないこと。

※申請が5町内会超えた場合は、内容・過去の申請回数等で検討し決定いたしますので、ご了承ください。

- 3. 連絡事項**
- ・ 提出は 6月30日(月)まで に提出願います。(FAX可)
 - ・ 助成金額は3万円です。
 - ・ 道町連には事務局がまとめて申請し、8月頃に採用された町内会には文書で通知いたします。9月には道町連から助成金の決定がされるので、再度通知いたします。

※市町連からは単年事業のみ申請する予定です。

※ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

事務局	〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1 帯広市 市民活動課 担当:鎌田・梶原 直通電話 65-4130 FAX 23-0156
-----	---

令和7年度

助成金振込口座 指定書

町内会名

口座内容	金融機関	銀行 信金 農協 支店
	郵便局の場合	番号（郵便局の場合は記号）
	口座番号	普通・当座
	口座名義	ふりがな 名義

※郵便局の口座も振込可能です。

※ご不明な点は、事務局までお問い合わせください。

申請（様式１）

単年・２年指定共通

令和 7 年度
ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動
活動費助成申請書

令和 7 年 月 日

一般社団法人
北海道町内会連合会 様

（申請市区町村町内会連合会）

組織名 _____

会長名 _____ 印

標記につきまして、実践活動計画書（様式２）を添えて活動費の助成を申請します。

記

1. 申請実践地区町内会

No.	実践地区町内会名		世帯数	指定期間 (いずれかに○を記入)
				単年・２年
				単年・２年
				単年・２年
				単年・２年
				単年・２年
申請実践地区数		地区	活動費助成申請額	円

※活動費助成額は、単年指定が 1 実践地区 3 0, 0 0 0 円、2 年指定が 5 0, 0 0 0 円です。

2. 助成が決定された場合の送金指定口座（申請市区町村町内会連合会の口座）

振込先銀行	銀 行 信用金庫	本店 支店
預金種別	普通 当座	
口座番号		
ふりがな 口座名義		

※助成金の送金は助成の決定と同時に行っています。

令和7年度
ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動
実践活動計画書（単年指定）

市区町村名	帯広市	町内会名	
実践活動・事業名			
実施予定回数		事業の対象者	
対象者数		※指定の条件 (○を記入 してください) (5項目すべてに ○がつくことが 条件です)	対象者が高齢者や障がい者等である
事業の担当部会 役員・委員等名 (個人名は不要です)			本運動の主旨を盛り込んでいる
			年間を通して行う活動である
			参加できない方への工夫や配慮がある
			年1回限りの事業ではない
事業の実施目的			
【事業の具体的な内容】			
協力機関・団体名			

※本様式は、実践活動・事業ごとに記入してください。（2事業実施の場合は2枚になります。）
※単年指定の条件を満たしている事業であることを確認し、その内容を記入してください。

令和7年度 ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動実施要綱 ～あなたの地域で「見守り」「声かけ」「助け合い」活動～

1 趣 旨

近年、頻発する自然災害や凶悪な犯罪等の多発による地域生活の不安が高まる中、少子高齢化と近隣関係の希薄化、孤独死や高齢者を狙った詐欺、子どもを巻き込む犯罪、災害時の高齢者や障がい者の支援対策等、さまざまな課題を抱えており、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせる地域社会づくりが求められています。

こうした中、誰もが孤立しない安心・安全な社会、地域で支え合える社会をつくるために、地域、近隣とのつながり、結びつきの必要性が再認識され、町内会・自治会における地域コミュニティの中での自発的な取り組み、支援活動に期待が寄せられています。

そこで、町内会における福祉活動や健康を守り高めあう活動の継続的な実施を促進し、住民が支え合う豊かな地域社会をつくるための運動を全道的に展開します。

この運動では、地域の高齢者や介護する家族、障がい者、子ども等への「見守り」「声かけ」「助け合い」につながる福祉活動を年間通して行う町内会・自治会に、本会が活動費を助成して応援します。

2 主 唱 北海道町内会連合会、北海道社会福祉協議会、北海道共同募金会

3 後援（予定） 北海道民生委員児童委員連盟、北海道ホームヘルプサービス協議会、北海道老人クラブ連合会

4 運動の目標

地域のひとり暮らしの高齢者等にとって一番身近な町内会・自治会で、「見守り」「声かけ」「助け合い」活動を実践し、ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくりを目標とします。

5 運動の実践地区と推進主体

- (1) 運動の実践地区は、正会員組織に所属する地区連合会及び単位町内会とし、当該地域のひとり暮らしの高齢者や高齢者を介護する家族、障がい者等に対する支援活動に取り組みます。
- (2) 運動の推進主体は、市区町村町内会連合会とし、市区町村、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会等との連携等をすすめ、実践地区の運動を支援します。
- (3) 北海道町内会連合会は、この運動を推進するために、実践地区に対する活動費の助成、啓発パンフレットや実践活動報告書の作成・配布、実践活動事例の紹介等を行います。

6 実践活動の内容 別頁の「実践活動のメニュー例」を参照してください。

7 申請にあたっての留意事項

(1) **対象者** ひとり暮らしの高齢者や高齢者を介護する家族、障がい者、子ども等

(2) **実践活動の条件**

1) 単年指定の条件（①～⑤の5項目すべてを満たしていることが条件です）

① 対象者が高齢者や障がい者等であること

当該地域のひとり暮らしの高齢者や高齢者を介護する家族、障がい者等に対する援護活動、そのための啓発・普及にかかわる実践活動であること。

② 本運動の主旨を盛り込むこと

既存事業であっても、本運動の趣旨を盛り込んで実施する事業であること。

☒ ひとり暮らしの高齢者を町内会で見守るため、老人クラブと協力し定期的に交流会を開催

☒ 老人クラブへの助成や金品の贈呈のみの事業

③ 年間を通して行う活動であること

年間を通して定期的・継続的に実施し、見守りにつながる活動であること。

☒ 通年実施の見守り訪問活動や、一年に複数回実施される交流活動等

☒ 年1回限りの交流会や敬老会等

④ 参加できない方への工夫や配慮があること

参加型の事業では、参加できない方への工夫や配慮があること。

☒ 高齢者宅を戸別に訪問して交流会の参加を呼びかけた

☒ 回覧のみで交流会の案内をした

⑤ 年1回限りの事業は除く

2) 2年指定の条件 (①～⑤の5項目すべてを満たしていることが条件です)

「2年指定」は指定の2年間をかけて新たな事業を組み立て、継続的な活動の基盤を整備することを目的とします。

① 新規事業であること

本年度より新たにに取り組む事業が対象。事業を行うための基盤整備や組織化のための活動を含む。

② 継続して実施する事業であること

2年の指定期間以降も継続実施される事業が対象。

③ 2年間通した組み立てであること

単年ごと行事開催のみではなく、2年間を通して計画される事業が対象。

④ 年間を通して行う活動であること

年間を通して定期的・継続的に実施し、見守りにつながる活動であること。

⑤ 日ごろ町内会活動に参加しない方へ参加を促す工夫や配慮があること

参加型の事業では、日ごろ参加しない方、参加できない方に対する工夫や配慮があること。

○ 足が不自由で閉じこもりがちな高齢者宅を定期的に訪問。サロンへの参加を呼びかけ、会場への送迎を行う。また、サロンに不参加の高齢者宅を訪問して健康状態を確認して見守る。

× サロンを開設しているが、参加者を増やす工夫や、いつも不参加の高齢者等への配慮がない。

(3) 申請内容について

申請内容と報告内容が大きく異なる場合は助成金の返還を求める場合があります。

8 活動費の助成

(1) 北海道町内会連合会は、本運動の主旨を盛り込んだ事業を実践する実践地区に対し、予算の範囲内で活動費の助成を行います。希望が多数の場合は、北海道町内会連合会正副会長会議において協議のうえ決定します。

(2) 全体の予算枠は、370万円（目安として、単年指定が90地区、2年指定が20地区）です。

(3) 活動費の助成額は、単年指定が1実践地区3万円、2年指定が1実践地区5万円です。令和6年度に2年指定が決定した地区には、令和7年度も5万円が助成されます。

9 申請書の提出

(1) 実践地区の指定

活動費の助成を希望する市区町村連合町内会は、実践活動に取り組む町内会を申請してください。

指定は一市区町村5ヶ所までとし、過去3年間（令和4～6年）に指定した実践地区は除きます。

(2) 申請書の提出

1) 単年指定町内会

活動費助成申請書（様式1）、実践活動計画書（様式2-1）を提出してください。

2) 2年指定町内会

活動費助成申請書（様式1）、実践活動計画書（様式2-2）を提出してください。なお、2年目は提出不要です。

10 申請書の提出期限 令和7年8月1日（金）

11 助成の決定と送金 令和7年9月中旬（予定）

12 報告書の提出

市区町村連合町内会は、下記報告書に写真等を添付の上、令和8年2月6日（金）までに提出してください。（メールでの提出も可能です）報告書や広報誌で使用する場合があります。取り組まれた活動をより鮮明に掲載するために写真は可能な限りデータでのご提出をお願いいたします。

(1) 単年指定 実施報告書（様式3）と実践地区実施報告書（様式4）を提出してください。

(2) 2年指定 1年目、2年目ともに上記様式を提出してください。なお、2年目の事業終了後には、実践地区成果報告書（様式5）もあわせて提出してください。

本会ホームページで活動事例をご紹介します。また、申請書・報告書の様式はホームページの「会員専用ページ」よりダウンロードできます。

北海道町内会連合会

検索

事務局（お問合せ・申請書提出先）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7

一般社団法人 北海道町内会連合会事務局（担当：小野寺）

Tel 011-271-3178/Fax 011-271-3956/メールアドレス info@d-choren.or.jp

実践活動のメニュー例

具体的事例としては、次のものがありますが、他にも多くの活動が考えられますので、この事例にこだわることなく地域の実情を反映した活動をすすめてください。また、実践にあたっては、保健センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ホームヘルパー等の社会資源を有効に活用してください。

啓発活動（知る・知らせる）

①健康教室、栄養・料理教室

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等を対象に、保健師の協力による健康相談や栄養士による料理教室等を実施して健康や食生活への関心を高めます。

②悪質商法被害防止研修会

高齢者が狙われやすい「振り込め詐欺」や「架空請求」、「悪質な訪問販売」等の被害にあわないように手口や対策を学ぶ研修会を開催し被害防止につなげます。

③交通安全教室

高齢者の交通事故を防止するため、警察署の協力による交通安全教室を開催し、高齢者に多い事故の特徴や注意点を学び、事故防止の意識を高めていきます。

④住民福祉懇談会

町内会による懇談会を開き、住民の福祉への理解を深めるとともに、地域のひとり暮らしの高齢者、高齢者を介護する家族、障がい者等の要援護者を町内会としてどう見守っていくか等を話し合います。

⑤福祉だよりの発行

福祉に関する情報、行事の案内、お手伝いの募集等、タイムリーな情報を継続して伝え、住民の福祉への理解や意識を高めていきます。



交流活動（ふれあい・語らい）

①ひとり暮らしの高齢者や障がい者等との会食会・茶話会・交流会

孤独になりがちなひとり暮らしの高齢者、障がい者等とのふれあいを深めたり、仲間づくりをすすめたりするために、会食会、あるいは茶話会を実施し、暖かい人間関係をつくっていきます。一品持ち寄り会食会等もあげられます。ただし、定期的に行われる会食会等が対象となります。



②お年寄りとお年寄りのつどい

お年寄りが長年培ってきた豊富な知恵や知識を活かした子どもとの交流を通じて、お年寄りの生きがいづくりと子どもに福祉の心を育みます。ただし、定期的に行われるつどい等が対象となります。

③ふれあいサロンづくり

町内会館等の集会所を利用して、定期的にみんなが気楽に集まれるようなふれあいサロンをつくっていきます。なかなか外に出歩けないお年寄りや地域の方々との仲間づくりの場として、さらに、保健師による健康診断・相談を実施したり、公的サービスの情報提供をしたり、地域の中で住民の参加により高齢者の生活を支え合っていきます。



在宅福祉サービス活動（ささえあい）

①声かけ訪問活動

地域の中で孤立しがちなひとり暮らしの高齢者、高齢者を介護する家族、障がい者宅を近隣住民が訪問し、交流を深めるとともに、日常生活上の相談、買物や家事の手伝い、安否の確認等を行い、日常生活を支えています。定期的に声かけ訪問し、地域での継続的な見守りにつながる活動が対象となります。



②除排雪活動

町内会の若い人たちを中心とした除雪班等の結成により、高齢者夫婦世帯、ひとり暮らしの高齢者、障がい者等を対象に除雪活動を実施し、冬も安心して生活できるようにします。



③配食サービス活動・家事援助

食事を作ることが困難な高齢者等に、定期的に弁当を届けて見守ります。ま

た、日常生活で支援が必要な高齢者のゴミ出しや買い物等の援助を行います。

ネットワークづくり（みんながつながる）

①町内会助け合いチームづくり

地域のひとり暮らしの高齢者、障がい者等が安心して生活していくため、緊急時に近隣の人々がすぐ駆け付けたり、保健師、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等に連絡したりする連絡網づくりや、町内会役員、福祉委員、民生委員・児童委員、近隣の人等がメンバーとなり、緊急時に対応できる助け合いの組織づくりをします。



②災害時要援護者のための体制づくり

万が一の災害に備え、日ごろより、地域の高齢者や障がい者等の災害時要援護者を調査・把握し、災害時に、近隣住民、町内会役員、自主防災組織等で安否確認、救出、避難誘導等を行うような、地域で助け合う体制づくりをします。

③消費者被害防止ネットワークづくり

巧妙で多様化する悪質商法や詐欺の被害から高齢者や障がい者を守るため、近隣住民、町内会役員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー等が連携し、地域で被害を防ぐ体制づくりをします。



④防犯パトロール活動

子どもを事件や犯罪から守るために、学校やPTA等と連携した防犯パトロールを実施し、地域で子どもを見守る、安心安全な地域づくりをすすめます。

マンパワー養成（担い手をつくる）

①傾聴ボランティア等の養成研修会

ひとり暮らしの高齢者等が抱える孤独感の解消や心の不安や悩みを軽減するために、傾聴ボランティアの養成研修会等を実施し、地域において高齢者を支え合うボランティアを育成します。

②介護教室

寝たきりの高齢者等を介護する家庭は、多くの悩みや介護における負担を負っていることから、同じ状況にある家族や地域住民の参加を求め、介護教室等を実施し、情報交換をしたり、専門家のアドバイスを受けることで介護負担の軽減化をはかり、家族への援助を考えていきます。



調査活動（実態を知る）

①ひとり暮らしの高齢者マップ調査

町内のひとり暮らしの高齢者、障がい者等の要援護者世帯を調査して、日常の見守り活動や災害・緊急時の体制づくりをすすめていきます。

②高齢者ニーズ調査

町内のひとり暮らしの高齢者、障がい者等の希望や困りごとを調査して地域で安心して生活できるように対策を検討していきます。



過去の活動事例を本会ホームページで紹介していますので、参照してください。
トップページの中ほどの「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動」の
[事例紹介](#)をクリックしてください。

ご不明な点は、お気軽に本会事務局までお問合せください。

一般社団法人 北海道町内会連合会事務局（担当：小野寺）

Tel 011-271-3178/Fax 011-271-3956/メールアドレス info@d-choren.or.jp